資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	協議内容等			
令和元年 5 月 17 日	第1回 策定委員会			
	1 委員長及び副委員長の選任について			
	2 地域福祉計画・地域福祉活動計画について			
	3 今後の策定スケジュールについて			
	第1回 作業部会(全体会)			
	1 部会長及び副部会長の選任について			
	2 今後の進め方について			
7月~9月	専門職等アンケート			
7月~12月	福祉・地域団体等ヒアリング			
7月30日	第2回 作業部会(全体会)			
	1 第2期計画の評価について			
	2 ヒアリング及びアンケート調査の実施について			
8月 9日	第2回 策定委員会			
	1 第2期計画の評価について			
	2 基本理念(案)について			
10月4日	第3回 作業部会(全体会)			
	1 計画の構成について			
	2 基本理念について			
	3 基本目標・推進項目の検討について 他			
10月28日	作業部会 基本目標・重点施策等検討会			
11月11日	第3回 策定委員会			
	1 骨子案について			
12月11日	作業部会 重点施策等検討会			
令和2年1月17日	第4回 作業部会(全体会)			
	1 計画案について			
2月 3日	第4回 策定委員会			
	1 計画案について			

2 三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幅広く町民及び関係者の意見や意向を取り入れ、三種町地域福祉計画・地域福祉活動 計画(以下「計画」という。) を策定するため、三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策 定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 策定委員会は、15名以内の委員で組織し、町長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(任務)

- 第3条 策定委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、町長に報告する ものとする。
- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 策定委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会)

- 第5条 策定委員会に、計画の策定に関する調査・研究・分析及び計画の素案の作成を行うため、作業部会を設置する。
- 2 作業部会の部会員は、町長が委嘱する。
- 3 作業部会に作業部会長1名及び副作業部会長1名置き、作業部会員の互選によりこれを定める。
- 4 作業部会の会議は、必要に応じ、作業部会長が招集し、作業部会長が座長となる。
- 5 作業部会には必要に応じ、作業部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、三種町福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成26年7月1日告示第25号)

(施行期日)

この告示は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。
(会議の招集の特例)

2 委員委嘱後の最初の策定委員会は、第4条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則(平成31年4月26日告示第26号) この告示は、平成31年5月1日より施行する。

3 策定委員会委員・作業部会員・事務局名簿

委 員 名 簿

(敬称略)

職名	氏 名	備考
三種町民生児童委員協議会会長	篠田 健三	委員長
三種町民生児童委員協議会副会長	藤原 優	
三種町民生児童委員協議会副会長	阿部 覚	
社会福祉法人たつの子会理事長	佐々木 孝一	
三種町身体障害者協会会長	袴田 一男	
三種町老人クラブ連合会会長	伊藤 幸夫	
三種町手をつなぐ育成会会長	床田 昭治	
佐藤医院院長	佐藤 家隆	
三種町教育長	鎌田義人	
三種町校長会会長(琴丘中学校長)	長浜中	
大日寮施設長	相原明広	
森岳温泉病院院長	島田薫	
長信田の森心療クリニック副院長	水野 淳一郎	
三種町ボランティア団体連絡協議会会長	大山 陽子	副委員長
三種町共同募金委員会副会長	佐々木 洋一	

NPO法人 日本地域福祉研究所 理事	菱沼 幹男	アドバイザー
日本社会事業大学社会福祉学部 准教授	多道 针	アトハイリー

作業部会員名簿

職名	氏 名	備考
福祉課課長補佐	清水 真	部会長
福祉課子育て支援係係長	加藤 竜子	
福祉課福祉係主席主査(障がい福祉)	高堂 智子	
福祉課福祉係主事(高齢者福祉)	田村 重文	
福祉課介護保険係係長	牧野 和歌子	
福祉課課長補佐(地域包括支援センター)	畠山 るり子	
福祉課地域包括支援センター社会福祉士	檜森 勇斗	
健康推進課保健係主任(保健センター)	田森 菜穂子	
社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課課長	安達 隆	副部会長
社会福祉協議会地域福祉課ソーシャルワーク係係長	伊東邦幸	
社会福祉協議会地域福祉課ソーシャルワーク係主任	小野 真美	
ıı .	小松 真理子	
II .	佐藤 武	
ıı .	吉田 直正	
II .	斎藤 明日夏	
II .	須藤 礼子	
社会福祉協議会地域福祉課ソーシャルワーク係	近藤 彩華	
II .	畠山 咲	

事 務 局

職名	氏 名	備考
福祉課課長	加賀谷 司	
福祉課課長補佐	清水 真	
社会福祉協議会事務局長	池内 金明	
社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課課長	安達 隆	

4 用語解説

●インフォーマルサポート

家族や友人、地域住民やボランティア等が行う非公式な援助

● N P O (エヌピーオー)

非営利団体の略。社会的な活動を行う団体で、営利目的ではなく社会貢献や慈善活動等 を行う組織

●オストメイト

人工肛門・人工ぼうこうを使用している人

●クアオルトによる心身の健康づくり

クアオルトは、ドイツ語で「療養地・健康保養地」。そこで治療として行われている「気候性地形療法」を取り入れたウォーキング、温泉等を組み合わせた心身の健康づくり

●コミュニティソーシャルワーク

生活上の困難を抱える個人・家族を支え、その人たちが暮らす生活環境の整備や住民活動等の支援等を行っていく実践。コミュニティソーシャルワークを主たる業務とする専門職をコミュニティソーシャルワーカーという。

●サロン活動

高齢者や子育て中の人などで支援が必要な人を対象に、地域住民が運営する、地域の居場所づくりの活動

●市民後見人

一般住民による成年後見人として家庭裁判所から選任され、認知症や知的障がい等により判断能力が十分でない人の財産管理、福祉サービスの契約等の生活支援を行う人

●小地域支え合い活動

暮らしの困りごとや高齢者の見守り等、地域の中の課題解決に、住民が主体となって取り組んでいく活動

●生活課題

自立した生活を営む上で支障となっていること、解決すべき課題

●地域包括ケア

高齢になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を最後まで送ることができ

るように介護や医療、福祉サービス等を一体的に提供し、必要な支援を行うこと。

● D V (ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

●ニーズ

サービスの需要、必要性

●日常生活自立支援事業

高齢、障がい等により日常生活の判断能力に不安がある人が、地域で安心して自立生活が営めるように、福祉サービスの利用や生活費の管理等の支援を行うもの

●認知症カフェ

認知症の本人や家族、住民等が参加・交流を図り、地域とつながりを持てる場、活動

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを取り除くこと。

● 伴走型支援

支援を必要としている人や家族に寄り添いながら問題を解決していくこと。

●避難行動要支援者

災害発生し、又はそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑な避 難のために特に支援を必要とする人

●福祉課題

福祉施策により取り組むべき地域の課題、あるいは福祉施策のあり方に関する課題

●福祉専門職

福祉サービスの提供において中心的な役割を果たす社会福祉士、介護福祉士、介護支援 専門員、看護師、保育士等の職にある人

●福祉避難所

障がいや難病、妊娠等のため、指定避難所での生活に支障があると認められる人を受け 入れるための避難所

●法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が、成年後見人、保佐人又は補助人になること。法人が、本人の財産管理や契約行為等について、適切な支援を行う。